

# 令和元年10月から 幼児教育・保育の無償化が始まります！！

～保育料が無償、または一部無償になります～

3～5歳児までのすべての子ども及び0～2歳児までの町民税非課税世帯の子どもの幼稚園、認定こども園、保育所などの保育料が無料となります。

## 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子どもたち

### 【対象者・利用料】

- 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までのすべての子どもたちの利用料が無償化されます。
  - 幼稚園については、月額上限25,700円です。
  - 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
  - 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもたちとすべての世帯の第3子以降の子どもたちについては、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます。
  - 子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、無償化となるための認定や償還払いの手続きが必要な場合があります。
- 0歳から2歳までの子どもたちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。
  - さらに、子どもが2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長の子どもを第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。  
(注) 年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

### 【対象となる施設・事業】

- 幼稚園、保育所、認定こども園に加え、**地域型保育、企業主導型保育事業** (標準的な利用料) も同様に無償化の対象とされます。  
(注) 地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。

## 幼稚園の預かり保育を利用する子どもたち

### 【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
- 幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、**最大月額11,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化**されます。

## 認可外保育施設を利用する子どもたち

### 【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
- 3歳から5歳までの子どもたちは月額37,000円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちは月額42,000円までの利用料が無償化されます。

### 【対象となる施設・事業】

- 認可外保育施設に加え、**一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業**を対象とします。

- **就学前の障害児の発達支援**を利用する子どもたちについても、3歳から5歳までの利用料が無償化されます。

◎施設及び保護者の就労状況などに応じて、下表のとおり保育料が無償化となります。

施設区分	施設の種類	保育の必要性がない世帯	保育の必要性がある世帯 ※下記1参照	手続き (申請)
幼稚園	●上牧幼稚園 ●新制度移行園 ・高田カトリック幼稚園 など ●認定こども園 ・せいしか幼稚園 など	無償 預かり保育は対象外	★預かり保育は月額11,300円まで無償 ただし、満3歳児は住民税非課税世帯に限り月額16,300円まで無償	不要 ★は必要
	●私学助成園 ・片岡台幼稚園 ・ハルナ幼稚園 など	月額25,700円を上限に無償 預かり保育は対象外	月額25,700円を上限に無償 預かり保育は月額11,300円まで無償 ただし、満3歳児は住民税非課税世帯に限り16,300円まで無償	必要
認可保育施設	●上牧第1保育所(公立) ●私立保育所 ・西大和黎明保育園 ・やまびこ保育園 ・慈光保育園 ・西大和保育園 ・ハルナ保育園 など ●認定こども園(保育認定) ・旭ヶ丘せいしか保育園 ・つぼみ認定こども園 など ●地域型保育事業施設 (小規模保育事業、家庭的保育事業 など) ・志都美せいかなーサラー など	—	0～2歳児は住民税非課税世帯のみ無償	不要
認可外保育施設など	●認可外保育施設 ・白鳩保育園 ・たんぼぼ園 など ●一時預かり事業 ●病児保育 ・ぞうさんのおうち など ●ファミリーサポートセンター	—	月額37,000円を上限に無償 0～2歳児は住民税非課税世帯に限り月額42,000円まで無償	必要

### ※1 保育の必要性の認定について

- ・保育の必要性の認定は、保護者が、「月64時間を超えて就労している」「母親が出産の前後である」「病気や心身に障害がある親族を常時介護している」「求職活動をしている」などの要件に該当する場合であって、かつ、同居の親族その他の者が児童を保育することができないと認められる場合に受けることができます。
- ・認可保育所、地域型保育事業、認定こども園(保育所部分)に入園されているかたについては、すでに保育の認定を受けているため、手続きは不要です。幼稚園の預かり保育や認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育、ファミリーサポートセンター事業の利用料を無償化の対象とするためには、「保育の必要性」の認定を受ける必要があります。

### 無償化に係る申請について

無償化の給付を受けるためには、町に対して無償化に係る認定請求を行う必要があります。**さかのぼっての申請はできませんので、申請もれのないようにお願いします。**ただし、認可保育所、地域型保育事業、認定こども園、新制度の幼稚園を利用されているかたについては、申請は不要となります。

#### 申請が必要なかた

- 満3歳以上の私立幼稚園(私学助成園)・国立大学付属幼稚園・特別支援学校幼稚部に通う子ども
- 満3歳以上の子どものうち、保育が必要な在園時の預かり保育を利用しているかた  
(満3歳児は住民税非課税世帯に限りです)
- 保育が必要なため、認可外保育施設を利用している子ども  
(0～2歳児は住民税非課税世帯に限りです)
- 保育が必要なため、一時預かり事業・病児保育事業・ファミリーサポートセンター事業を利用している子ども  
(0～2歳児は住民税非課税世帯に限りです)

#### 申請方法

在籍園から書類を受け取っておられるかたは、園を通じて提出してください。  
まだ、書類を受け取っておられないかたは、こども支援課までお問合せください。

幼児教育・保育の無償化特設ページ(内閣府)  
<https://www.youhomushouka.go.jp/>

上牧町役場 こども支援課  
保健福祉センター(2000年会館)内  
TEL 0745-43-5034